

令和 4 年 5 月 31 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K13648

研究課題名（和文）違法に取得された利益の分配法理

研究課題名（英文）Adjustment of Gain from Infringing the Rights of Another

研究代表者

村田 大樹 (Murata, Daiju)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：10509227

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：誰かの権利を侵害することで得た利益は、権利者との間で配分されるべきか。この問題を考えるには、不当利得法の制度目的を再検討する必要がある。これを検討した結果、不当利得の諸類型のうち、権利侵害による利得の返還を命じる侵害利得類型は、権利消滅に対する代償請求に関するルール、果実や使用利益の帰属に関するルール、権利侵害に対する損害賠償に関するルールに、分化・解消すべきであるとの結論に至った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、他人の権利を侵害して得た利益を配分の法理を検討するため、不当利得法の制度目的を研究した。この制度の中には、上記の場面以外にも、無効な契約に基づいて得た利益の返還や、他人が自己の債務を支払ってくれた場合の償還など雑多なものが含まれ、制度としての見通しが悪いものとなっている。この問題に対処するため、従来、各場面を類型化して個別に理解すべきことが主張されてきた。この認識は一般化しているが、本研究では、これをさらに推し進め、権利侵害による利得の場면을不当利得法とは分化させることを提唱した。このことにより、制度としての見通しの悪い不当利得法の負担が軽減されるものと思われる。

研究成果の概要（英文）：If someone gains a benefit from infringing the rights of another, should this benefit be adjusted with the rights holder? This question is relevant to the institutional objectives of unjustified enrichment law. The study concluded that the types of gain from infringement should be resolved by dividing them into rules for compensation for the extinguishment of rights, rules for attribution of fruits and use profits, and rules for damages for infringement of rights.

研究分野：民法

キーワード：不当利得 侵害利得 利益の吐き出し 不法行為

1. 研究開始当初の背景

他者によって権利が侵害された場合、民法は不法行為制度を設けることにより、それによって生じた損害を賠償するよう侵害者に請求することができるようにしている。しかし、例えば雑誌等のメディアが他人のプライバシーを違法に暴いて売り上げを伸ばした場合のように、他者の権利の侵害によって被害者に損害を生じさせるだけでなく、侵害者が利益を得ることがある。このような場合、たとえ侵害者に損害賠償責任を負わせても、侵害者の手元には時に大きな利益が残ってしまう可能性がある。これでは、たとえ被害者の損害は填補されても、社会における違法行為の抑止にはならない。そこで、そのような違法な利益を剥奪すべきではないかという点が論じられてきた。

もっとも、仮にそのような利益の剥奪を認めるべきだと考えたとしても、そのためにどのような制度枠組みが有用であるのかについては、共通理解がない。従来、主として議論されてきたのは、不法行為の領域である。そこでは、制裁を目的として損害額を超える賠償を認める懲罰的損害賠償や、端的に得た利益のすべてを吐き出させる「利益の吐き出し」責任といった枠組みが論じられてきた。そこでの議論は、主として、違法行為の抑止や侵害者への制裁を根拠としたもの、つまり、侵害者側の態様に着目したものであったと言ってよい。

しかし、制裁や抑止を制度の基礎に置くとすると、剥奪された利益を被侵害者が請求することができることの説明が困難となる。そこでは、被侵害者(権利者)側の立場への着目は、それほどされてこなかったと言ってよい。

2. 研究の目的

本研究の目的は、以上に述べた状況を背景にして、制裁や抑止といった侵害者側に向けた要素を強調するのではなく、被侵害者の置かれた立場、特に被侵害者の権利に着目した考察をすることであった。すなわち、より機能的かつ価値中立的に見るならば、他人の権利の侵害によって取得された利益については、侵害者の働きと被侵害者の権利とが、いずれも利益発生に必要な要素であったと見ることができる。そうすることで、被侵害者だけでは得ることのできなかつたはずの利益を被侵害者が得ることができる根拠を見出すことができるはずである。これは、利益の分配という発想であると言える。

以上の目的に即した素材として、近時、違法な利益に対する法的対応に関する議論が充実しているヨーロッパ、特にドイツにおける不当利得・事務管理の制度がある。これらを分析し、日本法と比較することで、従来の不法行為法中心の研究から視野を広げ、制裁や抑止の観点に新たな視点を加えることを目指した。

もっとも、次に述べるように、研究の過程において、そもそも利益の分配を基礎づけるための有力な制度である不当利得法について、その制度目的を明らかにしておくことが先決問題であると考えに至った。そのため、不当利得法の制度目的や体系的な位置づけの明確化が本研究の新たな目的となった。

3. 研究の方法

本研究では、当初、ドイツを中心としたヨーロッパ法において利益の剥奪・分配の法理論の発展を比較法的に検討することを目的としていた。検討を進める中で、ドイツ法においては、たんに違法な行為への制裁や違法な行為の抑止の観点から利益返還責任を捉えようとするだけでなく、被侵害者側の権利の観点からその者に与えられるべき利益を考察し、加害者側の投下した費用の控除を含め、当事者間の利益調整に必要と考えられる諸要素を加味した利益の配分のあり方が検討されているのではないかという着想を得た。

このような利益分配あるいは利益返還責任のあり方を考えるにあたり、それをどの制度の下に位置づけるのかという問題に直面した。権利侵害に対して依拠しうる制度としては、不法行為法、不当利得法、事務管理法といった各ルールが考えられるところ、そのいずれにおいても、利益返還責任を容易に取り込むことができないことは、すでに様々な論考が明らかにしている。そこで、当初の研究計画を見直し、利益返還責任のプラットフォームとなりうる制度の構築を見据えて、特に不当利得法の体系的な在り方を検討するため、ドイツにおいて「法定債債務関係」の統合を目指すニルス＝ヤンゼンの研究の分析を行った。

その他、不当利得法の体系的な位置づけを明らかにするため、日本における給付利得の位置づけについても検討した。

4. 研究成果

当初の研究計画からはやや逸れたが、上記の研究計画の修正に伴い、不当利得法の体系的な位置づけに関わる論考として、「転用物訴権と財貨秩序 類型論の下での受容可能性？」深谷格＝西内祐介編著『大改正時代の民法学』501頁（成文堂、2017年）、「侵害利得の体系的な位置づけ あるいは侵害利得の解消論」中原太郎編著『現代独仏民事責任法の諸相』307頁（商事法務、2020年）を発表した。

は、不当利得法の体系上、その必要性や位置づけが激しく議論されている転用物訴権について、不当利得法以外の法制として立法的に承認する可能性は否定しないが、少なくとも不当利得法としては取り込むことが困難であると主張するものである。は、他人の権利を侵害して利益を得る侵害利得の類型について、これを従来のように不当利得法の一類型として位置づけるのではなく、権利消滅に対する代償請求に関するルール、果実や使用利益の帰属に関するルール、権利侵害に対する損害賠償に関するルールに、分化・解消すべきであるとするものである。

不当利得法は、かつての衡平説が類型論によって克服されたことにより、ひとつの制度の中に複数の類型があるとの認識は一般に認識されるに至っている。しかし、いまだ類型間の関係性や各類型においてどのような処理を行うかについて、一致した見解が見られるわけではない。本研究は、道半ばではあるが、そのような状況下で、不当利得という一つの法制度を解体し、他の法制度に接続して解消することへの試みとなった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 村田大樹	4. 巻 501号
2. 論文標題 離婚慰謝料が履行遅滞に陥る時	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 村田大樹	4. 巻 488号
2. 論文標題 債務不履行における弁護士報酬の賠償	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 138頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 村田大樹	4. 巻 478号
2. 論文標題 登記申請を受任した司法書士の第三者に対する責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 137頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 村田大樹	4. 巻 -
2. 論文標題 転用物訴権と財貨秩序 類型論の下での受容可能性？	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 深谷格 = 西内祐介編著『大改正時代の民法学』（成文堂）	6. 最初と最後の頁 501-521
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 村田大樹	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 13
3. 書名 鎌田薫 = 松岡久和 = 松尾弘編 『新基本法コンメンタール物権』	

1. 著者名 村田大樹	4. 発行年 2020年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 592
3. 書名 中原太郎編著 『現代独仏民事責任法の諸相』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------